

旭川医科大学病院医療連携協定に関する要項の一部を改正する要項を次のように定める。

(令和6年5月21日病院長裁定)

旭川医科大学病院医療連携協定に関する要項の一部を改正する要項

旭川医科大学病院医療連携協定に関する要項（令和3年病院長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(申請・登録)</p> <p>第2 本院の医療連携先となることを希望する医療機関は、医療連携協定締結申請書（別紙様式第1号）を本院病院長に提出するものとする。</p> <p>2 前項の申請があった場合、病院長は、<u>患者総合サポートセンター運営委員会</u>の議を経て協定締結の可否を決定し、本院と医療連携先となる医療機関（以下「連携病院」という。）を決定するものとする。</p> <p>(略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要項は令和6年5月21日から実施し、改定後の第2については令和6年4月1日から適用する。</u></p> <p><b>【改正理由】</b></p> <p>地域医療連携室の改組に伴い、所要の改正を行うものである。</p>	<p>(略)</p> <p>(申請・登録)</p> <p>第2 本院の医療連携先となることを希望する医療機関は、医療連携協定締結申請書（別紙様式第1号）を本院病院長に提出するものとする。</p> <p>2 前項の申請があった場合、病院長は、<u>地域医療連携室会議</u>の議を経て協定締結の可否を決定し、本院と医療連携先となる医療機関（以下「連携病院」という。）を決定するものとする。</p> <p>(略)</p>